

伊尾木川水系河川整備基本方針

平成 29 年 7 月

高 知 県

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
ア 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	4
イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	5
ウ 河川環境の整備と保全に関する事項	5
2. 河川の整備の基本となるべき事項	6
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形 に係る川幅に関する事項	7
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持 するため必要な流量に関する事項	7

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

【流域の概要】

伊尾木川は高知県安芸市北端別役の北東部にある駒背山付近に源を發し、高橋川・横荒川と合流しつつ、古井・入河内の山間部を南流し、安芸平野を貫流し伊尾木地区の西で安芸川と並行して土佐湾に流入する幹川流路延長 42.9km、流域面積 139.62km²の二級河川である。

伊尾木川流域は、高知県東部に位置する安芸市に内包され、北は徳島県那賀町、高知県香美市、東は高知県馬路村、安田町に接し、南面で土佐湾に流入しており、流域の土地利用は、山林が約 96%、農地が約 1%、宅地等の市街地が約 1%となっている。

流域の属する安芸市は、産業・経済等の様々な面で高知県東部圏域の中心地として発展し、高知県東部の根幹をなす国道 55 号等の交通網も集積しているが、それらの都市的集積は、主として隣接する安芸川流域に集中している。それに対して伊尾木川流域は、古くから安芸市の基幹産業である農林業が盛んに行われ、上・中流域は常緑針葉樹林を中心とした山林、下流部では水稻及び促成栽培による野菜を生産する田園地帯となっている。

また、流域内の大部分を占める山林は、多くの動植物が生息、生育する自然豊かな地域となっており、また、河口付近の水辺は、カモ類・サギ類・チドリ類等の鳥類の重要な生息場となっている。さらに、全国有数の良好な水質となっていることから、カマキリ等の貴重な魚類の生息も確認されており、遊魚等の親水利用も盛んであり、当該水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。

【気候・地形・地質】

流域の年間降水量は、全国的な多雨地帯である四国東部山地に接することから、上流域の降雨量は年間約 2,800mm に達し、下流域は高知県で最も降雨の少ない地域であるものの、それでも年間約 2,000mm となっている。

伊尾木川流域は、流域の大半を起伏の大きな山地部が占めており、源流域はさらに急峻となっている。山地部の地質は、中世代以降の非常に新しい泥岩主体の互層となっている。また、海岸部には、伊尾木川からの砂礫供給と沿岸流によって発達した浜堤が形成されている。

【社会環境】

伊尾木川流域は安芸市に属し、温暖な気候と豊富な水資源を活かし、古くから安芸市の基幹産業である農林業が盛んに行われ、上・中流域は常緑針葉樹林を中心とした山林、下流域では水稻及び促成栽培による野菜を生産する田園地帯となっている。

林業最盛期には伊尾木川沿いに森林鉄道も走っていたこともあり、鉄道跡が今も点在している。

また、伊尾木川はアユ釣りが盛んな清流としても知られている。

【治水・利水の歴史】

伊尾木川流域を含む高知県東部地域は、台風常襲地帯であり、昭和36年の第二室戸台風では、甚大な被害が発生した。その後も台風による被害は発生しているが、伊尾木川流域における主な被災は高潮によるものが多い。

また、伊尾木川では古くから水稻耕作が行われていたことから、古くから治水や利水事業が実施されていたことが伺える。このことから、戦後大きな治水事業は実施されておらず、昭和22年からの河川改修事業や昭和50年から昭和59年の環境整備事業等において、河道掘削を中心とした整備が実施されている程度である。

河川水の利用については、古くから沿川の水田へのかんがい用水として利用されているほか、発電用水としての利用も行われている。これらにより流域では安定した水利用が可能となっており、特に渇水被害は起きていない。

【自然環境】

伊尾木川源流域を急勾配で流下する上流部は、山付きの渓谷環境となっており、複雑に蛇行し、入り組んだ瀬と淵が形成されている。水域にはアマゴやタカハヤ等の渓流性の魚類が生息し、清流を好む希少種であるアカザも見られる。周辺は、かつて日本を代表する木材産地であったことから、植林されたスギやヒノキ等の樹林が中心であり、イノシシやニホンジカ等の大型哺乳類をはじめとする多くの哺乳類や鳥類、昆虫類が生息している。

山間部を流れる中流部は、上流域と同様に山付きの渓谷環境となっており、複雑に蛇行し、瀬と淵が連続して形成され、さらに河原が見られるようになる。水域には下流域性のオイカワや上流域性のタカハヤ等の多様な水生生物が生息し、清流の代表種であるアユも多い。周辺はコナラやシイ・カシの樹林が多く、林内に生息するウグイスや渓流性のヤマセミ等の鳥

類が生息し、ノウサギ等の中・小型哺乳類も見られる等、多様な自然環境が形成されている。

平野を流れる下流部は、緩やかに蛇行し、河原も発達している。下流部でも 1/150 という比較的急な河床勾配となっていることから、カワムツやカゲロウ目やトビケラ目等の中～上流域性の水生生物が多く確認される。また、清流を好む希少な回遊魚であるカマキリやカワアナゴ等も確認される。河岸には左右岸とも堤防、低水護岸や根固ブロック、水制等が整備され、河道内にはツルヨシ群落を中心に、ヤナギ林やかつては水防林として機能していた竹林等が生育している。河原にはサギ類やイソシギ等の鳥類、草地性の昆虫類や中・小型哺乳類等が生息している。

河口部は、感潮区間が短く、アユ、シマヨシノボリ、ヌマチチブ等の回遊魚が多い。また、オイカワやコイ等の純淡水性の水生生物も確認されている。河岸には護岸や堤防が整備され、河道内にはツルヨシ群落が広範囲に繁茂している。支川の合流や伏流水による緩流部や干潟も形成されていることから、カモ類等の渡り鳥をはじめとしてサギ類・チドリ類等の多くの鳥類が生息している。

また、当河川は希少種であるトサシマドジョウの分布域とされている。

水質環境基準の類型は、全川にわたり AA 類型 (BOD1.0mg/l 以下) に指定されている。近年は、環境基準を達成し続けており、良好な水質を維持している。

河川の利用状況については、伊尾木川水系は全域に漁業権が設定されており、アユの天然遡上が豊富な上に漁協による放流も行われていることから、遊漁が盛んな河川となっており、特に中流部はアユを対象とする遊漁者が多く訪れている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

当該水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針は、河川改修の状況、水害の発生状況、河川の利用状況、河川環境の保全並びに流域の将来像を考慮するとともに、地域住民に対して積極的に河川の情報を提供し、地域住民との関係をより密にし、伊尾木川流域の総合的な整備と保全を図る。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多様な機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このために、流域内及び河道内の水理・水文等の情報を適切に収集しつつ、河道の侵食や堆積の状況等を把握のうえ、安定的な河道の維持に努める。また、河川の維持管理には、地域住民や関係機関等との連携・協力が不可欠であることから、その体制づくりを推進する。

ア 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、堤防整備や河道掘削等を行うことにより、計画規模の洪水を安全に流下させるとともに、必要に応じて内水対策を実施する。また、河口部は高潮に対して安全な対策を行う。なお、災害の発生の防止又は軽減に関する河川整備を行う際には、伊尾木川水系の河川環境の保全に配慮するよう努める。

また、計画規模を上回る洪水や整備途中段階で施設能力以上の洪水が発生した場合においても、被害を最小限とするため、高知県水防情報システムを活用した情報収集や情報提供及び関係機関等との連携による情報伝達体制や避難警戒体制等の充実を図る。また、関係機関等と連携し、防災訓練への地域住民参加の呼びかけ等を行い、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。

治水機能の適切な維持に支障となる堆積土砂や立木の除去等に努める。また、局所洗掘や土砂の再堆積が懸念される箇所等の重点的な河川巡視やモニタリングを実施し、適切な河川管理に努める。更に、河川管理の視点から適正な森林管理や土砂流出対策を関係機関等に働きかける等、情報共有を行い、連携を深めていく。

南海トラフ地震に備え、液状化等により被災する可能性のある堤防については、地質調査、堤防耐震性能照査のうえで必要に応じて堤防の耐震化を図る。

また、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラスの津波」は、施設対応を超過する事象として、住民等の生命を守ることを最優先として、津波防災地域づくり等と一体となって減災を目指す。また、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす「計画津波」に対しては、津波による災害から人命や財産等を守るため、海岸における防御と一体となって河川堤防等により津波災害から防御するものとする。

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

伊尾木川水系の動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持等を目指し、関係機関等（水利権者）と調整・連携して河川水の適正な利用を図り、水利用の合理化を推進しながら、流水の正常な機能を維持するための流量の確保に努めていく。

また、渇水時等の対応については、渇水被害を最小限に抑えるため、関係機関等との協議・調整・連携を図りながら、渇水発生時における情報共有や円滑な取水量調整等に向けた取組を推進していくことに努めていく。

ウ 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、アユの産卵場や魚類の生息場など多様な動植物の生息・生育・繁殖が可能な河川環境や、流域の人々に親しまれ、利用されている状況を踏まえ、良好な河川環境の整備と保全に努める。

このため、河川改修等により河川環境に影響を与える場合には、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境への影響の回避・低減に努める。また、外来種については、高知県や安芸市の環境部局等と連携しながら、分布拡大や新たな侵入の抑制等に努める。

このほか、流域地域住民が河川を身近に感じられるような周辺環境に調和した河川環境の整備と保全に努める。

水質については、河川の利用状況、沿川流域の水利用状況、現状の環境を考慮し、高知県や安芸市の下水道部局等との調整・連携を図りながら、良好な水質の保全に努める。

また、関係機関等と連携しながら、地域住民が河川清掃や河川愛護活動等へ積極的に参画する取組を推進するとともに、環境教育等の充実に努める。

2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

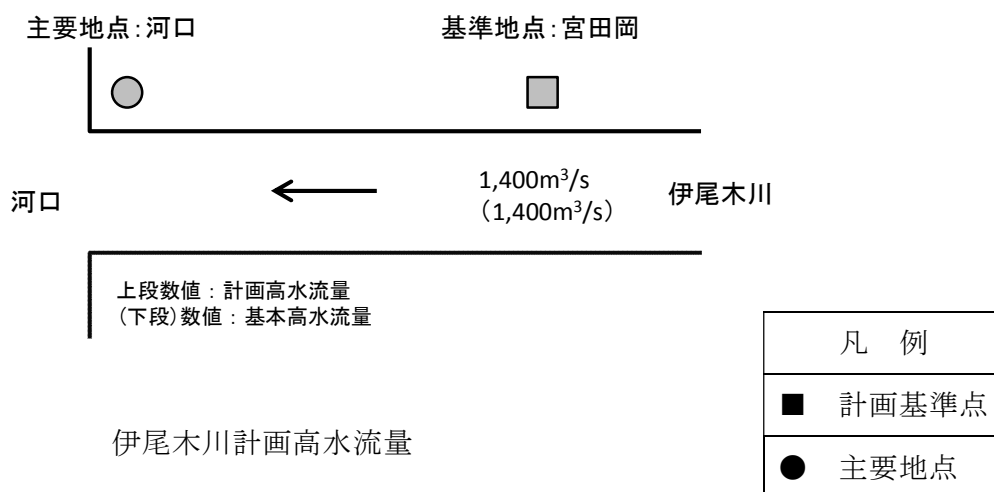
当該水系における基本高水のピーク流量は、基準地点^{みやたおか}宮田岡において $1,400\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道に配分する。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
伊尾木川	宮田岡	1,400	0	1,400

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

伊尾木川における計画高水流量は、宮田岡地点において $1,400\text{m}^3/\text{s}$ とする。



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

当該水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

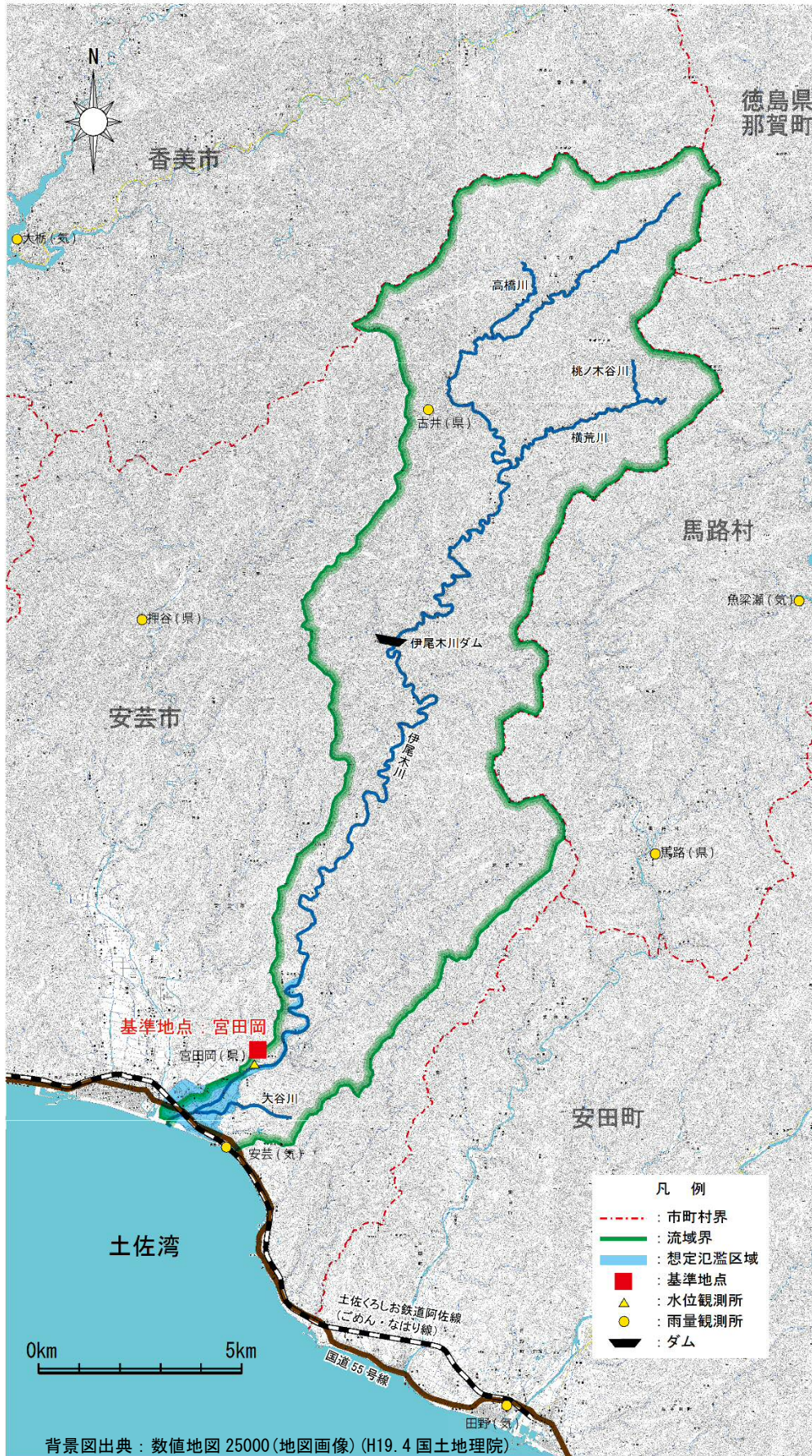
河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位(T. P. m)	川幅(m)
伊尾木川	宮田岡	2.70	15.650	110
	河口	0.00	6.200※	240

注) T. P. : 東京湾中等潮位

※ : 計画津波

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、今後、河川流況の把握に努めるとともに、水利用の実態把握、動植物の生息地又は生育地の状況、景観、流水の清潔の保持等に十分配慮した調査・検討を行ったうえで決定するものとする。



(参考) 伊尾木川水系図